

令和 8 年度  
肘折発電所  
構築物整備業務委託  
委託仕様書

令和 8 年 3 月

山形県企業局最上電気水道事務所

## 第1章 総括事項

### 第1節 一般事項

#### 1. 仕様書の適用

この仕様書は、肘折発電所構築物整備業務委託に適用する。

#### 2. 業務委託名

令和8年度 肘折発電所構築物整備業務委託

#### 3. 業務委託概要

本業務委託は、山形県企業局肘折発電所において、発電機能及び衛生的環境の保持のため、以下の作業を行うものである。なお、肘折発電所はリニューアル事業により、令和5年5月31日より発電停止している。

- (1) 除雪作業
- (2) 構内整備作業
- (3) 管理用道路整備作業
- (4) 土木設備整備作業
- (5) 機械設備整備作業
- (6) 施設点検作業
- (7) 災害時における緊急施設点検
- (8) その他発注者指示作業

#### 4. 履行場所

最上郡大蔵村大字南山地内

肘折発電所及び上水槽、石抱取水口、その他関連設備

#### 5. 履行期間

自 令和 8年 4月 1日から

至 令和 9年 3月 31日まで

#### 6. 業務委託範囲

本仕様書は、業務委託の大要を記載するものであり、記載のない事項であっても委託業務完了のため当然行うべき事項は行わなければならない。

#### 7. 法令等の遵守

- (1) 業務委託を行うにあたり、受注者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の責任者（管理者、主任者）については、正規職員や社会保険被保険者を配置すること。

#### 8. 諸手続き及び費用の負担

- (1) 受注者は、業務委託に必要な関係官公署等への諸手続きを行うとともに、その結

- 果等を発注者に報告しなければならない。
- (2) 上記に伴う費用は、受注者の負担とする。

## 9. 疑義の解釈

- (1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、発注者の解釈による。
- (2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符号しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

## 第2節 業務委託

### 1. 業務委託用資材

業務委託上必要なスノーモービル、チェーンソー、ボートなどの機材類、資材、作業用工具及び消耗品等は、発注者において無償で支給する。

また、施設内の作業のために施設鍵を貸与する。受注者は紛失には十分注意し、契約満了時には速やかに返却すること。万が一紛失した場合には速やかに発注者へ報告すること。

### 2. 業務用電源

発電所内及び変電所建屋内では、発注者において次の電源を無償支給する。

単相交流100V 及び 三相交流200V 各50Hz

ただし、上水槽設備、取水口設備においては商用電源が供給されていないため、業務用電源は使用できない。

### 3. 仮設備

- (1) 発注者の施設は、現場事務所として貸出さないものとする。
- (2) 作業時の作業員休憩場所として、発注者の施設を事前協議のうえ、無償で貸出すものとする。

### 4. 業務管理

受注者は、4月分を除き、前月25日までに月間作業予定表を発注者まで提出しなければならない。また、作業後は、作業日報・作業写真等の施工管理記録を発注者に提出しなければならない。

### 5. 業務完了承認

業務委託に関し、仕様書、又はあらかじめ発注者が指示した業務委託完了段階毎に発注者の承認を受けなければならない。

### 6. 通常作業時間

作業時間は、午前8時から午後5時まで(以下「通常作業時間」という。)とする。災害発生時、または、発注者の指示により、通常作業時間以外で作業を実施した場合は、業務委託契約書に基づき作業料金の割り増しを行うものとする。

## 7. 施設への入退所時の連絡

受注者は、各設備に配置されている保安電話（専用回線電話）等を使用し、発電所への入所・退所時、業務履行場所（取水口、上水槽、その他関連施設）への入所・退所時、その他報告などを必要に応じて発注者に連絡をすること。

## 8. クレーンの使用

- (1) 受注者が県所有のクレーンを使用する場合には、発注者の許可を得て使用すること。また、運転、玉掛け有資格者を個々に選任し、免許証の写しを発注者に提出すること。
- (2) クレーン使用に際しては作業前点検を行い、使用中はクレーン安全規則等を遵守すること。

## 9. 他工事との協調

同一場所において工事が施工されている場合は、互いに協調して円滑に図らなければならない。

# 第3節 現場管理

## 1. 事故防止

- (1) 受注者は、常に作業の安全に留意して現場管理を行い、事故防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務委託中に流水及び交通の妨害となる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう十分な措置をしなければならない。
- (3) 業務履行場所及びその周辺にある地上、地下の施設構造物に対しては、業務委託に伴い支障を及ぼさないよう、関係者と協議のうえ、必要な処置をしなければならない。
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、関係法令の定めるところに従い、その保管及び取扱いについて、万全の方策を講じなければならない。
- (5) 電気火傷等、電気事故特有の危険性を認識し、事故が発生した場合の救護と連絡系統について周知しなければならない。
- (6) 業務履行現場が危険なため、一般の立入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適当な柵を設けるとともに、立入禁止の標示をし、夜間は適当な照明を施さなければならない。
- (7) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から天気予報等について十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかななければならない。

## 2. 安全管理

受注者は作業の安全確保に努め、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 作業には作業に適した被服、保護具を着用させ、危険の防止を図ること。
- (2) 本業務委託については、必ず複数人で作業を行うものとする。また、作業前に作業手順、安全対策及び作業人数について、発注者と協議し、承認を得ること。
- (3) 業務履行場所において設置されているバリケード内には立ち入らないこと。

- (4) 作業前に危険予知活動を励行し、作業員全員の安全意識を高めること
- (5) 業務履行中に各設備等の異常を見つけた場合は、直ちに発注者に報告し指示を受けること。
- (6) 受注者は作業員に対して具体的な電気事事故事例を示しながら安全教育を行うこと。

### 3. 整理・整頓

受注者は、業務委託中、交通及び保安上の支障とならないよう機械器具等を使用の都度整理・整頓しておかなければならない。

### 4. 既設備損傷時の修復

業務履行中に誤って既設工作物を損傷させた場合は、発注者に速やかに報告するとともに、その指示により早急に修復しなければならない。

### 5. 緊急対応業務（地震等の災害時対応）

受注者は、発注者より緊急対応業務の指示があった場合には、指示を受けてから1時間以内に発電所へ到着できるような体制を確保すること。また、大蔵村管内において震度4以上の地震が発生した場合には、発注者から緊急対応業務の指示が無くとも自主的に出動し、別紙「様式3 肘折発電所災害時初動点検項目点検」に基づく点検を実施すること。また、その結果を発注者へ報告をすること。

## 第4節 提出書類

### 1. 一般事項

- (1) 受注者は、次項の書類等を発注者に提出すること。
- (2) 様式、提出先、提出期限及び部数は次項及び発注者の指示によること。
- (3) これに伴う費用は、受注者の負担とする。

### 2. 品目、様式、提出期限及び部数

No.	品目	様式	提出期限	部数
1	作業責任者届	様式1	契約後速やかに	2
2	緊急時体制表	A4版	契約後速やかに	2
3	作業員名簿 作業員の構成及び作業命令系統 情報連絡系統	A4版	契約後速やかに	2
4	月間作業予定表	様式2	前月25日まで	1
5	作業日報	A4版	作業の翌月速やかに	1
6	作業写真	A4版	作業の翌月速やかに	1
7	災害時緊急点検報告書	様式3	点検後速やかに	1
8	その他必要な書類	任意		1

## 第2章 構築物整備業務

当該業務委託による作業内容は下記によるが、気象条件等により、実施回数や実施時期を変更する場合があるものとする。年間の作業月一覧は、別表1のとおりである。

### 1. 除雪作業

#### (1) 発電所構内の除雪作業【12月～3月：概ね月2回】

発電所構内（建屋入口扉前及び通路、各シャッター前、軒下、敷地塀）の除雪については、発電所に配置されている除雪機やスコップ等の用具を貸出するのでそれらを使用し、発注者指示の範囲で作業を実施する。除雪機の燃料は支給する。

#### (2) 発電所建屋の屋根除雪作業【1月～3月：概ね月2回】

発電所建屋の屋根除雪については、発電所に配置されているスノーダンプや安全対策用のロープ等の用具を貸出するのでそれらを使用し、発注者から指示のあった範囲を人力で作業する。また除雪した雪は発注者から指示があった箇所に投棄すること。

#### (3) 変電所建屋の屋根除雪作業【1月～3月：概ね月2回】

変電所建屋の屋根除雪については、発電所に配置されているスノーダンプや安全対策用のロープ等の用具を貸出するのでそれらを使用し、発注者から指示のあった範囲を人力で作業する。また除雪した雪は発注者から指示があった箇所に投棄すること。

#### (4) 上水槽建屋の屋根除雪【1月～3月：概ね月2回】

上水槽建屋の屋根除雪については、上水槽に配置されているスノーダンプや安全対策用のロープ等の用具を貸出するのでそれらを使用し、発注者から指示のあった範囲を人力で作業する。また除雪した雪は発注者から指示があった箇所に投棄して、取水施設運用の妨げにならないようにすること。

#### (5) 上水槽扉前（半円部）及び沈砂池周囲の除雪【1月～3月：概ね月2回】

上水槽扉前（半円部）及び沈砂池周囲の除雪については、積雪による構造物破損を予防するものである。上水槽に配置されているスノーダンプ等、安全対策用のロープ等を貸出するのでそれらを使用し、発注者から指示のあった範囲を人力で作業する。また除雪した雪は発注者から指示があった箇所に投棄して、取水施設運用の妨げにならないようにすること。ただし、肘折発電所リニューアル事業の進捗状況によっては、沈砂池周囲への立ち入りを禁じる場合がある。その場合には沈砂池周囲の除雪作業は実施しないため、作業計画時には発注者と作業範囲等について打ち合わせを行うものとする

#### (6) 余水路空気管廻りの除雪【1月～3月：概ね月1回】

余水路空気管廻りの除雪については、積雪による構造物破損を予防するものである。発電所及び上水槽に配置されているスノーダンプや安全対策用のロープ等の用具を貸出するのでそれらを使用し、発注者から指示のあった範囲を人力で作業する。

## 2. 構内整備作業

### (1) 発電所構内の除草【5月～10月：概ね1回/月】

発電所構内の除草については、発電所に配置されている草刈機（肩掛式）や草刈鎌等の用具を貸出するのでそれらを使用し、発注者指示の範囲で作業を実施する。草刈機の燃料は支給する。

### (2) 敷地内（上水槽周辺）除草及び清掃【5月～10月のうち、概ね2回/年】

敷地内（上水槽周辺）の除草及び清掃については、発電所に配置されている草刈機（肩掛式）や草刈鎌等の用具、竹ぼうき等の清掃器具を貸出するのでそれらを使用し、発注者指示の範囲で作業を実施する。草刈機の燃料は支給する。

ただし、肘折発電所リニューアル事業の進捗状況によっては上水槽周囲への立ち入りを禁じる場合がある。その場合には当該作業は実施しないため、作業計画時には発注者と作業範囲等について打ち合わせを行うものとする。

### (3) 敷地内（鉄管路斜面）除草【5月～10月のうち、概ね2回/年】

敷地内（鉄管路斜面）の除草については、発電所に配置されている草刈機（肩掛式）や草刈鎌等の用具を貸出するのでそれらを使用し、発注者指示の範囲で作業を実施する。草刈機の燃料は支給する。

ただし、肘折発電所リニューアル事業の進捗状況によっては鉄管路斜面への立ち入りを禁じる場合がある。その場合には当該作業は実施しないため、作業計画時には発注者と作業範囲等について打ち合わせを行うものとする。

### (4) 発電所構内側溝清掃【5月～10月：概ね1回/2月】

発電所構内の側溝清掃を行い、構内の雨水排水を確保する。作業用のスコップ等用具は発電所に配置されているものを貸出する。

### (5) 発電所敷地入口門扉の設置・撤去【設置：4月 撤去：11月】

①入口門扉の設置については、雪解け後の概ね4月に発電所内に保管されている門扉を人力で運搬し、入口門に設置を行う。

②入口門扉の撤去については、降雪前の概ね11月に入口門より撤去し、発電所内の指定された場所に保管する。ただし、肘折発電所リニューアル事業の進捗状況によっては、当該工事の施工支障とならないように、撤去時期前に入口門扉の撤去を指示する場合がある。

### (6) 発電所施設への雪囲い設置・撤去【撤去：4月 設置：11月】

①雪解け後の概ね4月に雪囲いを取り外し、発電所内に雪囲い資材を保管する。

②降雪前の概ね11月に発電所内に保管されている雪囲い資材で、発電所廻りに雪囲いを施す。

## 3. 管理用道路整備

### (1) 上水槽管理用道路の除草【5月～10月：概ね1回/3月】

上水槽管理用道路の除草については、発電所に配置されている草刈機（肩掛式）や草刈鎌等の用具を貸出するのでそれらを使用して作業する。除草範囲について

は基本的には両肩1.5m幅で除草するものとする。ただし、作業箇所地形などの状況によってはこの限りでないため、詳細については発注者と打ち合わせのうえ決定する。また、肘折発電所リニューアル事業のため、当該道路を工事用車両等が通行することから、作業実施前には発注者と作業範囲等について打ち合わせを行ったうえで作業を実施するものとする。

(2) 取水口管理用道路（車道）の除草【5月～10月：概ね1回/月】

取水口管理用道路（車道）の除草については、発電所に配置されている草刈機（肩掛式）や草刈鎌等の用具を貸出するのでそれらを使用して作業する。除草範囲については基本的に両肩1.5m幅で除草するものとする。ただし、作業箇所地形などの状況によってはこの限りでないため、詳細は発注者と打ち合わせのうえ決定する。

(3) 取水口管理用道路（歩道）の除草【5月～10月：概ね1回/月】

取水口管理用道路（歩道）の除草については、発電所に配置されている草刈機（肩掛式）や草刈鎌等の用具を貸出するのでそれらを使用して作業する。除草範囲については基本的に両肩1.5m幅で除草するものとする。ただし、作業箇所地形などの状況によってはこの限りでないため、詳細は発注者と打ち合わせのうえ決定する。

(4) 上水槽管理用道路及び取水口管理用道路（車道・歩道）の路面清掃

【5月～11月：概ね1回/月】

風雨等により路面上に枝や落葉などが散乱し通行の支障となるため、その清掃（除去）を実施する。作業で使用する竹ぼうき等の用具は貸出する。ただし、上水槽管理用道路は肘折発電所リニューアル事業のため、工事用車両等が通行することから、作業実施前には発注者と打ち合わせを行ったうえで作業を実施するものとする。

(5) 上水槽管理用道路及び取水口管理用道路（車道）の側溝清掃

【5月～11月：概ね1回/月】

各道路に付帯している側溝内に土砂や落葉などが堆積して雨水排水を妨げるため清掃作業を実施する。作業で使用するスコップ等の用具は貸出する。ただし、上水槽管理用道路は肘折発電所リニューアル事業のため、工事用車両等が通行することから、作業実施前には発注者と打ち合わせを行ったうえで作業を実施するものとする。

(6) 取水口管理用道路の路面排水用溝切り

【5月～11月：概ね1回/月】

未舗装路である取水口管理用道路の路面に雨水排水用の溝を切り、雨水の流れによる路面の流出防止を行う。作業で使用するスコップ等の用具は貸出する。

(7) 取水口管理用道路（歩道）への安全柵設置・撤去

【設置：概ね5月 撤去：概ね10月】

- ①雪解け後の概ね5月に、発注者が定めた安全柵保管場所から安全柵を運搬し、指定された箇所に設置する。
- ②降雪前の概ね10月にその安全柵を取り外し、発注者の指定する場所に運搬・保

管する。

- (8) 取水口管理用道路（車道）への（関係者以外）進入禁止柵及び標識の設置・撤去  
【設置：概ね5月 撤去：概ね10月】

- ①雪解け後の概ね5月に、発注者が定めた柵や標識の保管場所からそれらを運搬し、指定された箇所にそれらを設置する。  
②降雪前の概ね10月に上記の柵や標識を取り外し、発注者の指定する場所に運搬・保管する。

#### 4. 土木設備整備作業

- (1) 取水口施設の清掃

【5月～11月：概ね1回/月】

取水口施設の清掃については、掃き掃除・保守員休憩室掃除などを発注者が指示した場合に作業を実施するものとする。

- (2) 上水槽施設の清掃

【4月～3月：概ね1回/月】

上水槽施設の清掃については、掃き掃除・床の乾拭き掃除などを発注者が指示した場合に作業を実施するものとする。ただし、肘折発電所リニューアル事業により上水槽箇所において工事着工後（各機器の撤去工事が開始された以後）は、この業務の実施は不要である。

- (3) 鉄管路（階段及び擁壁）除草及び清掃【6月～9月：概ね2回/年】

鉄管路において階段及び擁壁の除草及び清掃を実施する。作業に必要な草刈機（肩掛式）や草刈鎌等の用具は貸出する。また、草刈機（肩掛式）の燃料は支給する。ただし、肘折発電所リニューアル事業により鉄管路範囲において工事着工後（各機器の撤去工事が開始された後）は、この業務の実施は不要である。

- (4) 余水路除草及び清掃【5月～11月のうち、概ね2回/年】

除草範囲は、指定された範囲内（土地境界内）とする。ただし、地形などの状況により作業が困難な場合は発注者と協議すること。作業に必要な草刈機（肩掛式）や草刈鎌等の用具は貸出する。また、草刈機（肩掛式）の燃料は支給する。

ただし、肘折発電所リニューアル事業により余水路範囲において工事着工後は、この業務の実施は不要である。

- (5) 給水槽除草及び清掃【5月～11月のうち、概ね2回/年】

除草範囲は、指定された範囲内（土地境界内）とする。作業に必要な草刈機（肩掛式）や草刈鎌等の用具は貸出する。また、草刈機（肩掛式）の燃料は支給する。

- (6) 放水口除草及び清掃【5月～11月のうち、概ね2回/年】

放水口擁壁や躯体の除草及び清掃を行う。作業に必要な草刈機（肩掛式）や草刈鎌等の用具、安全対策用のロープ等の用具は貸出する。また、草刈機（肩掛式）の燃料は支給する。ただし、肘折発電所リニューアル事業により放水口箇所において工事着工後は、この業務の実施は不要である。

(7) 境界杭点検・除草【5月～11月のうち、概ね2回／年】

発注者が示した図面を基に境界杭の設置状況を点検し、杭周囲を除草して土地境界を明瞭化する。作業に必要な草刈機（肩掛式）や草刈鎌等の用具は貸出する。また、草刈機（肩掛式）の燃料は支給する。ただし、境界杭が転倒・破損などしていてもその復旧のためには測量を要することから、そのような状況の場合には発注者に状況を報告するのみとし、境界杭の復旧は行わないこと。また、発注者所有地以内での作業に留め、発注者所有地以外の範囲には手を加えないこと。

(8) 取水口施設の雪囲い設置・撤去【撤去：概ね5月 設置：概ね10月】

- ①雪解け後の概ね5月に取水口施設に設置されている雪囲いを取り外し、発注者が定めた保管場所に資材を運搬・保管する。
- ②降雪前の概ね10月に、保管されている雪囲い資材を運搬し、取水口施設に雪囲いを施す。

(9) 取水口安全柵の設置・撤去【設置：概ね5月 撤去：概ね10月】

- ①雪解け後の概ね5月に、発注者が定めた保管場所から安全柵を運搬し、指定された箇所に安全柵を設置する。
- ②降雪前の概ね10月に設置した安全柵を取り外し、発注者の指定する場所に運搬・保管する。

(10) 取水口休憩室前の設備（屋根、流し台、給水管）の設置・撤去

【設置：概ね5月 撤去：概ね10月】

- ①雪解け後の概ね5月に、発注者が定めた保管場所から各設備を運搬し、取水口休憩室前にそれらを設置する。
- ②降雪前の概ね10月に休憩室前の各設備を撤去し、それらを発注者の指定する場所に運搬・保管する。

(11) 上水槽安全柵（沈砂池周囲ほか）の設置・撤去

【設置：概ね5月 撤去：概ね11月】

- ①雪解け後の概ね5月に、発注者が定めた保管場所から安全柵を運搬し、指定された箇所に安全柵を設置する。ただし、肘折発電所リニューアル事業の進捗状況によっては、沈砂池周囲への立ち入りを禁じる場合がある。その場合には沈砂池周囲への安全柵設置は実施しないため、作業計画時には発注者と作業範囲等について打ち合わせを行うものとする。
- ②降雪前の概ね11月に上記で設置した安全柵を取り外し、発注者の指定する場所に運搬・保管する。ただし、肘折発電所リニューアル事業のため、当該工事の施工支障とならないように、撤去時期前に安全柵撤去を指示する場合がある。

(12) 余水路安全柵・落石防止網の設置・撤去

【設置：概ね5月 撤去：概ね11月】

- ①雪解け後の概ね5月に、発注者が定めた保管場所から各設備を運搬し、指定された箇所に安全柵及び落石防止網を設置する。ただし、肘折発電所リニューアル事業の進捗状況によっては、余水路周囲への立ち入りを禁じる場合がある。その場合には余水路への安全柵等設置は実施しないため、作業計画時には発注者と作業範囲等について打ち合わせを行うものとする。

- ②降雪前の概ね11月に上記で設置した安全柵等を取り外し、発注者の指定する場所に運搬・保管する。ただし、肘折発電所リニューアル事業のため、当該工事の施工支障とならないように、撤去時期前に安全柵等の撤去を指示する場合がある。

## 5. 機械設備整備作業

### (1) 放水路ゲート整備作業【4月～3月：概ね1回/年】

放水路ゲート吊チェーン及びワイヤーロープのグリース塗布を実施する。ただし、肘折発電所リニューアル事業のため、当該工事の施工支障とならないように当該作業は実施しない場合がある。そのため当該作業の計画時に発注者と作業実施の有無について打ち合わせを行うものとする。

### (2) 取水口制水ゲート整備作業【5月～11月：概ね1回/年】

発注者が指示した場合、取水口No. 1制水ゲート及びNo. 2制水ゲート巻上機の各軸受・ギヤ等へのグリース給脂、巻上機周りの清掃、ワイヤーロープへのグリース給脂を実施する。ただし、機器へ電源が供給されていないため機器を動作させての給脂はできない。

### (3) 取水口土砂吐ゲート整備作業【5月～11月：概ね1回/年】

発注者が指示した場合、取水口土砂吐ゲート巻上機の各軸受・ギヤ等へのグリース給脂、巻上機周りの清掃、ワイヤーロープへのグリース給脂を実施する。ただし、機器へ電源が供給されていないため機器動作させての給脂はできない。

## 6. 施設点検作業

### (1) 石抱取水口点検（目視点検）【5月～11月：概ね1回/月】

肘折発電所リニューアル事業のため取水は停止している。また、商用電源の供給が停止しているため、各機器の動作点検はできない。

- ・取水口施設周囲の目視点検（がけ崩れの有無など）
- ・取水スクリーンの目視点検（破損・変形の有無など）
- ・取水口構造物の外観目視点検
- ・設備の目視点検（各ゲート及び巻上機外観、受電盤外観及び盤内状態、各操作盤外観及び盤内状態、水位計外観、水位計用ヒーター外観、各照明外観、監視カメラ外観など）
- ・施設の状況確認（休憩室内確認、扉施錠の確認など）

### (2) 上水槽点検（目視点検）【4月～3月：概ね1回/月】

肘折発電所リニューアル事業のため取水は停止している。また、商用電源の供給が停止しているため、各機器の動作点検はできない。

- ・上水槽施設周囲の目視点検（がけ崩れの有無など）
- ・上水槽構造物の外観目視点検
- ・設備の目視点検（排砂ゲートの外観、受電盤の外観及び盤内状態、各操作盤の外観及び盤内状態、水位計外観、水位計用ヒーター外観、各照明外観など）

- ・施設の状況確認（入口フェンスの施錠確認）

ただし、肘折発電所リニューアル事業により上水槽箇所において工事着工後（各機器の撤去工事が開始された後）は、この業務の実施は不要である。

## 7. 災害時における緊急施設点検

### (1) 現場踏査【1回/年】

本業務では、地震や台風、その他自然災害や火災などの災害が発生した場合に、発注者の指示により各施設の目視点検を行い、その結果を発注者に報告するものとしている。そのため、事前に発注者とともに現場を踏査し、具体的な点検箇所などを把握する。

### (2) 訓練【1回/年】

発注者の指示により、災害対応の訓練を実施する。訓練の実施日時、内容等の詳細は発注者と協議するものとする。

### (3) 災害時緊急点検【災害発生の都度】

受注者は、発注者より緊急点検の指示があった場合には、速やかに7. (1) に記載の現地踏査に基づき施設点検を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。また、大蔵村管内において震度4以上の地震が発生した場合には、発注者から緊急点検の指示が無くとも自主的に出動し、当該業務委託の履行範囲について点検を実施して、その結果を発注者へ報告をすること。ただし、設備の被災規模が大きく、現地到達が困難などの場合には発注者と協議して、その点検範囲を決定する。

また、冬期間については、車で容易に行ける施設の点検のみとし、それ以外の施設点検については、発注者の指示を仰ぐこと。

#### ①点検体制

緊急体制の標準体制は、作業責任者と作業員1名の計2名を原則とし、必ず複数人で点検を実施すること。なお、緊急点検は休日、夜間を問わず実施するものとする。

#### ②点検内容

別添の様式3を使用し点検を実施するものとする。

### (4) 報告書作成

7. (3) に記載の点検を実施した場合、その点検結果を現場状況写真と併せて纏め、点検後に発注者へ速やかに提出すること。

## 8. 発注者の指示する作業【概ね6回/年】

発注者の指示により、必要に応じてその他作業（資材収納コンテナの除雪作業、発電所建屋内側溝の清掃作業等）を実施する。

### 第3章 業務委託上の注意事項

1. 第2章作業内容に記載されている作業のうち、第2章7.(3)に記載の災害時緊急点検以外は、発注者の指示に基づいて行うこと。
2. 発電所建屋内や屋内変電所建屋内、発電所構内では、肘折発電所リニューアル事業のため工事業者が出入りして工事を開始している。そのため、発注者から指示があった場合を除いて発電所建屋内や屋内変電所建屋内には立ち入らないこと。また発電所構内においても工事車両の進入や工事機器の設置が行われるため、お互いに協調して作業を行うこと。その旨は作業に携わる全作業員に周知徹底すること。
3. 上水槽では、肘折発電所リニューアル事業のため工事業者が出入りして工事を開始し、工事車両の進入や工事機器の設置が行われる。そのためお互いに協調し、相互の業務に支障の無いように留意すること。その旨は作業に携わる全作業員に周知徹底すること。
4. 除雪作業などの高所作業時、除草作業などの斜面作業時には必ず安全帯や保護具等を使用して作業を行い、転落や滑落事故などが無いように留意して作業を行うこと。また、作業時には十分に足場を確保したうえで作業を行うこと。
5. 作業開始時及び終了時には、発注者（最上電気水道事務所）へ連絡を行うこと。連絡事項は、作業内容、作業時間、作業場所、作業人数等とし、発注者と十分に意思疎通を図ること。
6. 受注者は、作業開始前に危険予知活動を実施し、作業範囲、充電部等の危険箇所の周知を各作業員に徹底すること。また危険予知活動を行った際は、実施状況を作業日報に記載すること。
7. 天候の急変や自然災害など、作業に危険と判断される事態が生じた場合は作業を中止し、直ちに発注者と協議すること。
8. 業務履行場所への移動手段について  
業務履行場所までの移動手段については、次のとおりである。
  - (1) 石抱取水口
    - ①夏期間（融雪後から降雪前まで）は、発電所から管理用道路を通過して取水口施設付近の駐車場まで受注者の車両で移動（L=約 4.5km）する。その先は車両進入が不可能のため、徒歩で移動（L=約 200m 程度）する。
  - (2) 上水槽
    - ①夏期間（融雪後から降雪前まで）は、鉄管路を徒歩、若しくは発電所から受注者の車両で管理用道路を通過して移動する。
    - ②冬期間は、管理用道路が除雪されないため車両での移動はできない。契約締結後（融雪後）に実施する現地踏査を参考に雪崩危険箇所を避けて徒歩で移動する。また、代替手段として発注者が所有するスノーモービルを貸出すことも可能である。ただし、スノーモービル使用時には熟練した者が操作するものとし、速度の出し過ぎなど危険な運転は絶対に行わないこと。また、移動経路となる

除雪未実施の上水槽管理用道路には雪崩危険箇所が存在するため、そのことについて作業に携わる全作業員に周知徹底を図ること。徒歩移動、スノーモービル使用移動いずれにしても、発注者が貸し出す雪崩ビーコンやゾンデ棒を必ず携行して移動すること。なお、上水槽に入るために扉前の除雪が必要となる。

9. 発電所内の水道は、殺菌処理などを行っていないため飲用はできない。そのため作業時の飲用水などは受注者で準備すること。また、作業中は適宜休憩をとり、作熱中症予防を図ること。
10. 取水口施設や上水槽施設、敷地境界杭などは山間部にあるため、熊や蛇などの害獣、スズメバチなどの害虫が生息している。そのため作業の際には熊鈴や殺虫剤などを携行し、十分注意して作業を実施すること。
11. 作業実施時に山中にゴミなどを捨てる、許可無く当該業務に関係の無い土地に立ち入る、許可無く山菜や果樹等を採取するなどの非常識な行動は絶対にしないこと。
12. 報告及び記録  
受注者は、本仕様書に定める業務を行った場合は、完了後速やかに次の事項について発注者に報告するものとし、作業日報に記録するものとする。
  - (1) 施設全般の異常の有無
  - (2) 実施した作業の内容
  - (3) 作業開始及び終了時刻  
作業時間については、発注者の指示に基づき、肘折発電所に入所した時刻から作業終了後、発電所に帰所した時刻までとする。ただし、災害時における緊急施設点検については、第2章 7. (3)に記載のとおり自主的に出勤を要する場合がある。
  - (4) 作業者名
  - (5) その他必要と認められる事項
13. 肘折発電所各施設において肘折発電所リニューアル事業のため、複数の工事業者が出入りして工事施工している。そのためお互いに協調し、相互の業務に支障の無いように留意すること。
14. 各作業にかかる安全管理上の注意点は、別表2のとおりである。

様式 1

令和 8 年 月 日

山形県企業管理者 殿

受注者名

代表者名

印

作 業 責 任 者 届

標記について、下記のとおり届出します。

記

- 1 業務委託名  
令和 8 年度 肘折発電所構築物整備業務委託
- 2 履行場所  
最上郡大蔵村大字南山地内
- 3 作業責任者氏名

令和8年度 肘折発電所構築物整備業務委託 月間作業予定表(令和 年 月分)

	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日																															
除雪作業	発電所構内 除雪作業																															
	発電所建屋 屋根除雪作業																															
	変電所建屋 屋根除雪作業																															
	上水槽建屋 屋根除雪作業																															
	上水槽扉前、沈砂池周囲除雪作業																															
	余水路空気管廻り除雪作業																															
構内整備作業	発電所構内 除草作業																															
	敷地内(上水槽周辺)除草作業																															
	敷地内(鉄管路斜面)除草作業																															
	発電所構内 側溝清掃作業																															
	発電所敷地入口門扉設置撤去																															
	発電所施設雪囲い設置撤去																															
管理用道路整備作業	上水槽管理用道路 除草作業																															
	取水口管理用道路(車道)除草作業																															
	取水口管理用道路(歩道)除草作業																															
	管理用道路(上水槽・取水口(車道・歩道)) 路面清掃作業																															
	管理用道路(上水槽・取水口(車道)) 側溝清掃作業																															
	管理用道路(取水口) 路面排水溝切り作業																															
	取水口管理用道路(歩道) 安全柵 設置・撤去																															
	取水口管理用道路(車道) 通行止柵・標識 設置・撤去																															
土木設備整備作業	取水口施設 清掃作業																															
	上水槽施設 清掃作業																															
	鉄管路(階段及び擁壁) 除草及び清掃作業																															
	余水路 除草及び清掃作業																															
	給水槽 除草及び清掃作業																															
	放水口(擁壁及び躯体) 除草・清掃作業																															
	境界杭点検・杭周囲除草作業																															
	取水口施設雪囲い 設置・撤去																															
	取水口安全柵 設置・撤去																															
	取水口休憩室前設備 設置・撤去																															
	上水槽安全柵 設置・撤去																															
	余水路安全柵・落石防止柵 設置・撤去																															
	機械設備整備作業	放水路ゲート 整備作業																														
取水口制水ゲート 整備作業																																
取水口土砂吐ゲート 整備作業																																
施設点検	石抱取水口 点検																															
	上水槽 点検																															
	災害時緊急点検(現地確認・訓練含む)																															
	その他発注者指示作業																															

肘折発電所 災害時初動点検項目

目視点検項目	点検時刻	構造物の状態	漏水・漏油の有無	機器異常の有無	その他異常の有無	その他
発電所 外柵外観						
水圧鉄管外観 及び鉄管路						
発電所 建屋外観						
屋内変電所 建屋外観						
変電所 (屋内変電所 1 階)						
休憩室・台所 (屋内変電所 2 階)						
発電所内酸欠計 指示値						
発電所 1 階 (搬入床盤、蓄電池室、各盤)						
発電所地下 1 階 (クレーン床盤)						
発電所地下 2 階 (組立床盤)						
発電所地下 3 階 (配電盤室、発電機)						
発電所地下 4 階 (水車室)						
発電所地下 5 階 (水車下部室)						
余水路						
放水口 (建屋、ゲート、河川部)						
上水槽 (建屋、沈砂池、除塵機、 スクリーン、その他)						
管理用道路						
取水口 (建屋、湛水池、各ゲート、 スクリーン、休憩室、その他)						

点検者 氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 令和8年度 肘折発電所構築物整備業務委託 年間作業月一覧(予定)

作業		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	予定回数
除雪作業	構内除雪作業									○月2	○月2	○月2	○月2	8回
	発電所屋根除雪作業										○月2	○月2	○月2	6回
	変電所屋根除雪作業										○月2	○月2	○月2	6回
	上水槽建屋屋根除雪作業										○月2	○月2	○月2	6回
	上水槽扉前、沈砂池周囲除雪作業										○月2	○月2	○月2	6回
	余水路空気管廻り除雪作業										○	○	○	3回
構内整備作業	発電所構内除草作業		○	○	○	○	○	○						6回
	敷地内(上水槽周辺)除草作業		△	△	△	△	△	△						2回
	敷地内(鉄管路斜面)除草作業		△	△	△	△	△	△						2回
	発電所構内 側溝清掃作業		△	△	△	△	△	△						3回
	発電所敷地入口門設置撤去	○設置								○撤去				2回
	発電所施設雪囲い設置撤去	○撤去								○設置				2回
管理用道路整備作業	上水槽管理用道路 除草作業		△	△	△	△	△	△						2回
	取水口管理用道路(車道)除草作業		○	○	○	○	○	○						6回
	取水口管理用道路(歩道)除草作業		○	○	○	○	○	○						6回
	管理用道路(上水槽・取水口)路面清掃作業		○	○	○	○	○	○	○					7回
	管理用道路(上水槽・取水口)側溝清掃作業		○	○	○	○	○	○	○					7回
	管理用道路(取水口)路面排水溝切り作業		○	○	○	○	○	○	○					7回
	取水口管理用道路(歩道)安全柵 設置・撤去		○設置						○撤去					2回
	取水口管理用道路(車道)通行止柵・標識 設置・撤去		○設置						○撤去					2回
土木設備整備作業	取水口施設 清掃作業		○	○	○	○	○	○	○					7回
	上水槽施設 清掃作業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
	鉄管路階段及び擁壁除草及び清掃作業			△	△	△	△							2回
	余水路 除草及び清掃作業		△	△	△	△	△	△	△					2回
	給水槽 除草及び清掃作業		△	△	△	△	△	△	△					2回
	放水口擁壁及び躯体除草・清掃作業		△	△	△	△	△	△	△					2回
	境界杭点検・杭周囲除草作業		△	△	△	△	△	△	△					2回
	取水口施設雪囲い 設置・撤去		○撤去						○設置					2回
	取水口安全柵 設置・撤去		○設置						○撤去					2回
	取水口休憩室前設備 設置・撤去		○設置						○撤去					2回
	上水槽安全柵 設置・撤去		○設置						○撤去					2回
	余水路安全柵・落石防止柵 設置・撤去		○設置						○撤去					2回
機械設備整備作業	放水路ゲート 整備作業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	1回
	取水口制水ゲート 整備作業		△	△	△	△	△	△	△					1回
	取水口土砂吐ゲート 整備作業		△	△	△	△	△	△	△					1回
施設点検	石抱取水口 点検		○	○	○	○	○	○	○					7回
	上水槽 点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12回
	災害時緊急点検(現地確認・訓練含む)	○踏査	▲	○訓練	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	4回
	その他発注者指示作業	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	6回

○:作業実施予定 △:指定した期間内に実施 ▲:その都度

## 肘折発電所 構築物整備業務委託 安全管理上の注意点

作業分類	作業	注意点	安全対策
除雪作業	構内除雪	除雪機への巻き込み、屋根からの落雪	除雪機使用にあたっての使い方の熟知、落雪に注意
	建屋の屋根除雪 (発電所・変電所・上水槽)	屋根からの転落、滑落	必ず安全带や保護具等を着用し、足場を確保する
構内・道路 等整備	除草作業(構内、道路、斜面等)	草刈機の操作、斜面からの滑落	草刈機使用にあたっての使い方の熟知、斜面作業時は必ず安全带等を着用する
	路面・側溝清掃	転倒、土砂の取り扱い	特になし(足元に注意して作業を行う)
	門扉・安全柵・雪囲い設置撤去	作業時の転落、重量物の運搬	高所作業時は安全带等着用、確実な設置と周囲確認
設備点検 ・整備	制水ゲート等整備(グリース給脂)	機器の動作部への接触・巻き込み	手元に注意し、確実な作業を行う
	施設点検(目視・緊急時)	足元の確認不足による転倒や滑落	十分な確認、危険箇所への立ち入り禁止
	境界杭点検	法面上からの転落	足場を確保し、必要に応じて安全带等の着用
移動・環境 対策	スノーモービル・徒歩での冬期移動	雪崩への巻き込み	雪崩危険箇所の周知、雪崩ビーコン・ゾンデ棒の確実な携行
	全作業共通(山間部での作業)	熊、蛇、スズメバチ等との遭遇	熊鈴、殺虫剤等の携行と周囲の警戒
	全作業共通(夏期の作業)	熱中症の発生	飲料水の持参、適宜休憩の取得
その他	他工事業者との協調	工事車両との接触、作業干渉	リニューアル工事業者と声を掛け合い、互いの業務に支障が出ないよう留意